連目錄に見ねるが、余は此二つは未だ見ず、この須知、裝束問答といふのがあるやうに近代名家著公事根源患考、職原擥要の類である。此外に職原

便な本であらう。中増補諸家知譜拙記は公卿の系圖を見るに最も簡

次の德田良方は裝束要領抄の中の女官裝束抄をになつて居る五節舞姫考も書いた人である。行事略解の著者であり。又紫式部日記傍註の附録

著した人、

抄の 向調 人であ 次の渡邊康映は源氏男女装束抄の後附を書 方には渡邊康映の べ かゞ るが、 附て居ら 此の二人に就てはそれ以外の事は VÌ. 跋もあつて湖 但し元禄本 の源氏 育散人ごある 男女裝束 いた

を發見したが、生れ 最 後 0 郭 伊 旅 卷 忠宜 は秋齋のぬなは草紙 は 伊豫 0 松山 叢 說 で、京都 醴 部 の申にて名 に遊び壺 芯 稿 解 뗊

か

ら大津あた

りの人であらうかo

の門人さなつたのである。 井門に入つた。實は此人の紹介で多田秋齋は鶴翁

と思いること等の別人の音動がなりで記りて

した。 が叉有名なる弟子を出し斯の學界に多大 山信名なごと云ふ幾多の故實學者が出て其等の人 松岡辰方、石原正明、屋代弘賢、長野美波留、中 り後の話ではあるが、江戸の塙保已一の を興へた 業さ相俟つて直 之を要するに是等の門人の活動が共の師匠の事 此京都の童井門は江戸の塙門 カコ は改 めて言ふ迄もな 接間接に後の研究者にごれ位 い事であ ど前後 30 の貢献 一門からは 相對 是よ 便宜 を L

禮

部

志

稿

解

題

誰が見ても異論のない所であらう。

て故實の學問開拓の二大勢力の中に數

ふべき事

は

博士 內藤虎次郎

文學

られて奉天の秘庫に史料を採訪せり。其の主なる明治四十五年春、余は京都帝國大學より派遣せ

一號

第

匯

第

本末燦然として睹るべきを稱して、

此書も一に其

於て、文溯閣の四庫圣書中に存する未流布の珍書 八年發見以來、 を寫眞せしことは、最大事業たりしも、 的 は清朝の 第 彸 根 未だ逢寫の機を得ざらし滿文老檔 本 史料を得るに在 叢 訊 りて、 禮 部 其以外に 明治三十 志 稿

П

實に其の一なり。 して、 生十數人を傭ひ、 を逢寫するここをも、 數種 の書籍を逐動せしが、 富岡謙藏君主ごして、 亦之を力めたり。 禮部志稿百卷は 之を監督 乃ち寫字

こご明かなるを以て、 は O) 其 編 禮部志稿 修の任 (U) 凡例に 1 は明の泰昌元年の官修にかゝるも、 當 よりて見るも、 \$2 るは、 全書の體制要領 兪汝楫 頗る識見ある人たる 一人にしてい を得い 四庫 兪氏 其

とい

^) 0

其の編次は大要左の如し。

全書總目提要にも、 稱賛の詞を吝まざりし程の名

初諸籍の文を列し、 項に分ち、 其 凡例 は 溯 一、溯 初制の項には明會典が 初制、 次には乃ち後來の憲令を載せ 一、理條貫,一 毎類の首に國 、愼稽攷の三

> さもに提綱挈領に意を用ひたりといひ、 ずして、提挈に急なるを以て、定局、 萃に急ならずして、 義例に迎ふさ () 갓 貫通に急なり、 理條貫の項には典故 廣博に急なら 有列、載筆 愼稽攷の の編 は薈

項には舊聞を網羅することは、

獨

り掛漏を恐る

>

のみならずして、

誤謬を攷正することも亦編摩の

故諸脳を示されたれば、 室の副を請ひ得たる外、 第一義なりごいひ、 詞林の鉅公より累朝の金匱石 當事の名公より本曹の掌 **参互驳訂**、 餘力を遺さず

り隆慶年間までの詔勅を擧げ 第一卷より第六卷に至るを聖訓さし洪武年間よ

第八卷は總職掌とし、 第七巻は建官に して禮部 Ø) 組織 を逃

第九卷より第廿四卷までは儀制司職掌とし、

第卅五卷より第卅八卷までは主客司 第廿五卷より第卅四卷までは祠祭司の職掌とし 職掌とし、 宮譜訓 冠服) 百官の常服及び大宴の樂章は、 は嘉靖祀典の未だ録せざる所たり、王妃 明史の禮 0)

とし、 第卅九卷第四十卷は精膳司職掌及び司務廳職掌

第四十 卷より第四十四卷までは歴官表とし、

第四十五巻より第五十卷までは奏疏 とし、

第五十一卷より第五十八卷までは列傳さし、

第五 考ごし、 十九卷 より第八十巻までは儀制司の事 例備

第八十一卷より第八十九卷までは祠祭司の事例 料さして直接に必要なる部分に緩急あるこを以

第九十三卷は精膳 第九十卷より第九十二卷までは主客司の事例備 備考ごし 司 の事例備考とし、

諸詔 四 第九十四 の如きは 庫全書總目 卷 剻 J. 實録の載せざる所たりい 提要には、 り第百巻までは總事例備考としい 之を評して釋菜、 新雪,

薦舉

室の

建 解 題

明代に於ては、詞林即

ち翰

林院

に實録

の副

本

を職

第

卷

NIX NX 鴴

禮

部

志 稿

> 志に較 侍班員額 の諸制は星槎勝覽、 章の式は ぶれば詳なりとし、 は 明會典に較 明集禮の遺せる所を拾 西域 تكر 礼 行程 は備はれ 貢擧起送の額 の闘け ひ りとし、 たる 朝觐 所を補ひ 經筵 請

賞質

Ō 表

勍

冗雜を以て病とする能はずこなせりの を導放に取 **繁掌の文なれば稍や冗雑に傷** 其書の浩瀚なると、且つ今日に在り るは、 體例》 著書と稍殊な るご雖も、 りつ て史家の資 丽 固 か も備 より

外國關係を徵すべき項目は、大率之を涉 獵 たり

余も未だ全部を通讀する能はざるも、

其の

明

代

0 7

見を述べんに、 其の結果さして、 副 とはっ 即 編 5 明代實錄 者が自ら言ふ所 粗ぼ余が此書の價値に關する所 の副本を指 の累朝 せ る 0) 金匮石 が如く

第 號

第

等の 程錄 b) 其 使請乞、 聊 以て、 衛 M の筵宴備 布文教、 M 0) 懐遠人い してい 項及び番夷土官使臣下程等の項は、 菄 料 儀制 Ö) 脈 各 典ご全然同 司 をこゝに取 一交掌故 關 1 П 項、 北官 学放 其 自ら管理 75 考 は 各國與繼、 賜 例備考 司 馭夷狄等 0) 職等中 各 1-更に 精 補 聖 O) 國 朝貢 の大 載 膳 訓 ふべきのみならず、 研 かせた 製百 Ť 6 1 司 0) 究に備 優禮、 舰 職掌中 Ö) 1= W る記 の項下に載する 項下に於ても、 一條に上)朝貢備 叉 所謂: 12 る宴貢使 處番僧、 してい 例。 茶國 b 錄 ^, 賓客、 たれば、 禮 をも 邮 **b** 『本曹の』 震 満には、 の各 但 珍ごするに 管待需夷、 に足槎 0 譯職等の 参取 了 精 筋谷 賜 項) 余が 諸 所ご 掌故 Ħ 膳 編者は主さして 朋 ĺ 主容司 勝 國 頒 否 3 司 0) 12 知れ 質 共に、 事 子 萬曆 朝貢 回夷 頗 足らざる 土官筵宴等 歷 6 Á 封國 る出 朝寶訓 者な 例 即ち 内職掌中 西域行 を有 る範 備 禮 重 士官人 質に スあ 羚中 鄮 禮部 脩 3 貢 0 0) を

あり。 の整然 實錄 此書 單に明代外交更 b 録を刺収 放 重要の 要するに實録より備は 全邊紀略等、 にては、 一豊富にしてっ の諸書 ロの如き 1 叉禮 材料 収 どしてい いせる他 は 殊域周容錄、 る所多き 6 部 を包 0 實録を刺取して之を爲 最も精確なる掌故の書にも見いざる 一の資料 id 他 檢出 明 の諸書 有する 録に は 集體 書 0) 13 疑を容 五邊 及 據 ごしてい に比して、 便利なる るなく、 を見る○ b 明會 2, 12 111 ~ . 典等 颠 か 8 12 ば 材 明 盖 有力なる参校書た らざる 3 料 負かに念れ 3 À の外に在ては L ĮĮ. 實錄 は 0 ż せる者多く 朋 洋 所な 私撰 10 朝 此 君 其 0) 貢 書 くは せる学 12 0 学. Mi. る者 ば 0) 體 餘 放 獨 質 例 は

番僧 試 價 孙 É 值 0 項 例 ã) を撃 b 13 h < 1-Z 此書 0) 第 儿 十卷 1-H 本

3

~

lo

附進物。俱例應給直。考之宣德八年賜例。當時景泰三年禮部奏。日本國王有附進物及使臣自進

拉特下等馬 例。 給紵絲一疋絹九疋。 悉從

だ粗畧に に比すべくもあらず、 此 0) して、 事は明史日本傅にも之を載 此 書の 以て此書の價値の一班 所載。 當時の情偽 せた を蓋 8 5 で変

せる

太

蘇木一十萬六千。生紅銅一十五萬二千有奇。袞

僅三十五耳。今所貢硫黃三十六萬四千有奇。

以

銅

僅四

千三百。以把計者。袞刀僅二。

二萬二千。

木

僅

以て、 を經 除に する記 全然删除したる者あるも、 叉當時校訂 譯の頗る多きを見たり。 る例ごして、 べき者な ること、こゝに引ける衛拉特が、 但だ此書は四庫全書に入る時に乾隆帝 漏 12 其大なる價値を輕重する n 事 る跡あるは惜むべきも、 12 3 111 0 カゞ る處あり、)臣が不 ち 多く外國の地名等を改譯する 如 清 L 朝に最 注意 余は會典に 要するに原書が 叉女直 į 0) 深き關 爲 其定例の めに、 對 に足らざるなりの 未だ此の小 に闘することは 照 原 係 建州 如し。 ā) L 多少の る者 T 左 Ø) 瑕疵 衛 然るに 其 を經 定 どある の改 1-&) 删 關 12 12 Z

毎 値 議 **愛介有司** 小。 生紅 副 黄熟者銀五 千七百九十貫。 第 抹 貫五 銀 \pm 銅每斤六分。蘇木大者銀八分。 黄銀三萬四千七百九十両。 金 俱七 分。 ·估時値給之。已得旨從議。 卷 百文。 九疋。 每個 分。 錢五. 通計折 四貫。 硫黃不拘生熟。俱五分。 生者三分。臣等議。 刀劍今每把給鈔六員。 漆器: 鈔絹 百百 Ш. 二百二十九 每個六 十八貫。 有司言。 庙 蘇木不分 小者五 百文硯匣 銅 鎗毎條 **殿三萬** 疋折鈔 其馬二 生紅 矛

有限。

値

甚

放今數倍

而

派 0

岩如前

例給

直。

除折

絹

其銅

ふべ

L

箱 刀四百

盒等物。

比舊俱增數倍。蓋緣舊日獲利

丽

去つ 紙扇

一十七。

腰刀九千四百八十五。

其餘

二十一萬七千七百二十二両有奇矣。計其貢物時 錢總二十一萬七千七百三十二貫一百文。時值銀

廉。給之太厚。雖曰厚徃薄來。然民間供

納

况今北邊及各處進貢者衆。正宜樽節財用

第